



開発が進む福祉用具

本学には、保育学科の他に、保育士有資格者が入学できる専攻科介護福祉専攻(以下「介護科」という)1年課程が設置されています。先日、東京都福祉保健財団が実施している「学生のための福祉用具体験講習会」に、将来、介護福祉士(以下、介護士という)を目指して勉強している介護科の学生たちと一緒に、私は見学で参加してきました。本学が介護科を設置して2014年度で15年目になります。車椅子や、リフト、吊り具等、以前見学した時よりも、介護者や介護を受ける人が、はるかに使いやしく便利になっていました。一番驚いたのは、ベッドから介護を受ける人を車椅子へ移乗させるために、ベッド上で臀部を滑らせるスライディングボードで、介護者の負担を和

(続) どうなる 私たちの老後

誰もが安心して暮らせる社会はいつ…

貞静学園短期大学学長 奥 明子

らげ腰痛防止にも役立つということ、とても勉強になりました。在宅介護で頑張っている人達が、このよ

うな用具を知っているのだろうか、どれだけの用具が介護保険で貸与できるのだろうか、施設で介護を受けている人たちはこのような最新の用具を使っているのだろうか等々、見学中、様々な考えが頭をよぎっていました。

法改正は介護される人を考えているのか

日本は、高齢社会が進み、2025年には、65歳以上の高齢者が人口の3分の1以上になると言われています。少子化対策には、様々な施策が実施され浸透していますが、高齢者に関しては、むしろ暮らしにくくなると思われるような施策『地域医療・介護総合確保推進法』が、20

14年6月18日に国会で成立しました。収入に応じて介護保険の負担増

加(一定以上の所得がある利用者の負担割合を1割から2割引き上げる)、在宅介護にさらに比重が置かれる、特別養護老人ホーム(以下特養という)への新規入居が、原則「要介護3以上」に限るという内容が含まれています。これは、介護保険を利用できる人が減り、利用できるサービスも減ることにつながり、特養入居可能が「要介護3以上」になると対象から外れる人の行き場がなくなりかねない事態も懸念されます。

消費税もまもなく10%になります。年金生活者の年金が減額され、病気になるたらどうするか、介護が必要になった場合はどうするか、皆がどれだけ不安を抱いているか、
『明日は我が身』と限りなく心配になってきます。

在宅で介護をする若者の増加

「在宅介護」といっても、家庭で介護ができる人がはたしてどれくらいいるでしょうか。ヘルパーや訪問医療・看護を充実させようとしても、高齢者の絶対数が増えている現状では限界があるのではないかと思えます。2014年6月中旬に、NHKの「クローズアップ現代」で、15歳から29歳までの年齢層で家族の介護をしている若者が17万7,600人いると報じていました。会社に勤めてキャリアを積み重ねなければならない時期に、会社を辞めて介護をしなければならぬ厳しい状況に置かれている若者たちは、どういう気持ちで介護をしているのでしょうか。ある若者は「将来展望が抱けない、でもこの道を選ばしかなかった。」と言っていました。また、国をあげて、

家族の介護をしている若者を支援する英国の「ケアラーセンター」の例が挙げられ、介護する若者が周囲のサポートを得て自分に自信が持て、将来展望が抱けるようになったと、センターのケア例を報じていました。

私は、政府が在宅介護・訪問看護のメリットを広くアピールし、また家族の介護をしなければならない若者への支援方策も講じなければならぬと思います。高齢者が自分の将来に不安を抱き、若者が将来展望を抱けない社会は、地盤が不安定で、どんなに良いと思える政策でも目標を達成するのが難しくなると思っています。本学の介護科卒業生は全員が介護福祉施設へ就職するわけではありませんが、介護の道を選び就職した卒業生たちは、ほとんど5年以上勤めています。先日、本学が介護実習をお願いしている介護福祉施設の職員にいらしていただき、実習懇談会を開催しました。本学の卒業生（勤務年数10年）も出席し、ベテラン介護士として介護の施設にどれだけ介護職員が不足しているか、介護科の学生たちにも介護の良さを説明させてほしいと力説していました。

（公財）介護労働安定センターが

2013年8月16日に発表した「介護労働の現状について」では、訪問介護員の80%が非正規職員で、90%以上が女性、しかも介護職全体の80%が女性というデータが挙げられていました。また、2012年10月1日から1年間の介護職の離職率が17%、離職者の74%が勤続年数3年未満で、所定内賃金の平均が211,900円、全職種平均と比べ10万円近く低いということでした。仕事に對しては、「働きがいがある仕事」と答えた人が54.9%でしたが、反面「賃金が低い」43.3%、「身体的負担が大きい」30.0%となっていました。

介護福祉士の立ち位置は？

「介護福祉士」は国家資格です。養成施設は、厚生労働省の厳しい審査を通して、介護福祉士養成学校として認可されます。2016年度からはこれまで卒業と同時に取得できた資格が、養成学校卒業時には取得できなくなり、「国家試験受験資格」に移行され、今後不合格になるケースも多々出ることが予想されます。また、介護福祉施設で3年間勤務すると、介護福祉士の国家試験受験資

格が得られ、合格して介護士として5年以上介護福祉施設に勤務し、介護教員研修を受講すると、高校卒でも大学・短期大学・専門学校教員として勤務可能という、矛盾したところが現実には起こっています。

先日、介護福祉施設を立ち上げ、大学でも介護関係教員を教えている某教授が、「これから介護士はますます重要になっていくが、でも今の政府の成り行きのなやり方では介護は厳しい。」とおっしゃっていました。国会議員の方々に、在宅介護で行き詰まり苦しんでいる、介護する人と介護される人の両方の気持ちをぜひ理解してほしいと切望します。

展望の持てる介護を

介護の現状を挙げてきましたが、介護士の定着率向上を目指し頑張っている介護福祉施設も増えていきます。「労働条件（時間帯・総労働時間）を聞いている」62.5%、「職場内の仕事上のコミュニケーションの円滑化をはかっている」62.3%、「賃金、労働時間帯等の労働条件を改善している」57.5%、となっています。しかし、介護サービスを運営する上で、「良質な人材の確保が難

しい」53%、「今の介護報酬では人材の確保・定着のために十分な賃金が払えない」46.4%と、介護報酬を上げなければ質の良い介護はできないということが大きな課題となっています。（先述・介護労働安定センター）

以前、保育士不足は、保育士の報酬を上げなければ、質・量の問題が解消されないと述べたことがありますが、介護士も同じで、安心して勤められるように介護報酬を上げるのが喫緊の課題だと思います。高齢者が急増するから、介護保険料や医療費を収入に応じて負担増にして国民からお金を云々ではなく、急増するからこそ介護のために国の財源をしっかりと確保する方策を立てるのが先決ではないかと思えます。

保育も介護も人の命を預かる重い仕事です。一人ひとりの人権が尊重されない介護では何の意味もありません。家族に介護の負担を軽減させる方法、介護される人が納得して在宅介護ができる良い方策を考え、皆が安心して暮らせる社会になるよう努力を重ねるのも、政府、自治体、地域社会の役目であり責任ではないかと思えます。